

特定非営利活動法人名古屋難民支援室 情報公開規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下、「この法人」という。）における公開に適した活動状況、運営内容及び財務状況に関する書類等の公開に必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、本規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の意義を尊重するとともに、個人情報のみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を行う。

(利用者の責務)

第3条 この法人に対し、別表に規定する情報公開の対象書類の開示を申し出ようとする者は、本規程の定めるところにより、適正な申出を行うとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用するとともに、個人や団体の有する権利や利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(開示を請求できる者)

第4条 社員、その他の利害関係人は、この法人に対して情報の公開を請求できる。

(書類の事務所備え置き等)

第5条 この法人は、別表に掲げる書類を事務所に常時備え置く。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 この法人の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、事務所とする。

2 閲覧の日は、この法人の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、この法人は、業務に支障が生じないようにするため、閲覧希望者に対し、特定の閲覧日時を指定できる。

(閲覧に関する事務)

第7条 第4条に規定する者から書類の閲覧申請があったときは、次により取り扱う。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要な事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧申請書が提出されたときは、正当な拒否理由がある場合を除いて、閲覧に供する。

(3) 提出された閲覧申請書は事務局で保管する。

2 謄写の申出があった際は原則としてこれを認めるが、この法人は印刷費用を徴収できる。

(インターネットによる情報公開)

第8条 この法人は、第7条の規定による閲覧のほか、この法人の諸活動に対する理解と信頼を得るため、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行う。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法の詳細は事務局が定める。

(その他)

第9条 本規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議に従って定める。

(管理)

第10条 この法人の情報公開に関する事務は事務局が取り扱う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2025年3月31日から施行する。(2024年8月23日理事会決議)

(別表)

対象書類等の名称

- | |
|---------------------------|
| 1. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書 |
| 2. 事業計画書 |
| 3. 収支予算書 |
| 4. 理事会議事録 |
| 5. 総会議事録 |
| 6. 役員名簿 |
| 7. 定款 |

(様式1)

閱 覧 申 請 書

特定非営利活動法人名古屋難民支援室
代表理事 殿

申請年月日 _____

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

電話番号 _____

私（申請者）は、貴団体情報公開規程に基づき、下記書類の閲覧（謄写）を申出ます。

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んでください。）

1. 事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書
2. 事業計画書
3. 収支予算書
4. 理事会議事録
5. 総会議事録
6. 役員名簿
7. 定款

（以下事務局使用欄）

受付番号： _____ 受付年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

担当者： _____ 閲覧実施日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分

謄写の有無：有（一部・全部）・無